

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和3年6月23日（水） 午前10時00分～午前11時17分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 9番 柳沢 英希、  
10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈、  
オブザーバー  
副議長（3番） 杉浦 康憲

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、  
8番 黒川 美克、 12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策GL、ICT推進GL、  
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、  
福祉まるごとGL、  
こども未来部長、こども育成GL、  
学校経営GL、学校経営G主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第38号 事業契約の変更について
- (3) 議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (4) 議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る6月18日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

### 《議 題》

- (1) 議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び  
管理に関する条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問 (15) 34号ですが、面積がどれくらいか、出てたら教えてください。  
これ家賃はどれくらい、月にいくらか、年にいくらか。わかったら教えてください。

答（総合政策） まず、面積でございますが、面積が一階部分、177.75  
平米となっております。家賃につきましては月額税込みで13万2,000円と  
いうような形になっております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問 (16) 先日の総括質疑の答弁でですね、一階部分を借りますよって  
ことだったんですが、二階部分はどのように利用されるのか教えてください。

答（総合政策） 二階部分でございますが、二階部分は、公益社団法人  
の 트레이ディングケアさんが、事務所としてお借りをするというような  
形で聞いております。

問 (16) ということは、二階は 트레이ディングケアさんが独自で契約  
をして、それから一階部分は、市と契約をするという理解でよろしいで  
しょうか。

答（総合政策） おっしゃられるとおりです。

問（16） 駐車場は何台停められますでしょうか。

答（総合政策） 駐車場は、4台停められると把握しております。

問（16） 先ほどですね、13万2,000円ということなんですけど、今駐車場4台停められますよってことなんですけど、そうすると駐車場部分の契約はどうなるんでしょうか。

答（総合政策） 建物の契約の中に、その駐車場の分も入ってございます。

問（16） では、次の質問に移ります。これ、いつから空き家になったか教えてください。

答（総合政策） 申し訳ございません。いつからというところは把握をしてございません。

問（16） この施設の利用対象者は、どのような方になりますでしょうか。

答（総合政策） 今回、多文化共生コミュニティセンターということで、主に外国人の方々を対象として、予定をしておりますが、多文化なので、日本人と外国人の交流というところも、多文化になってまいりますので、行く行くは日本人の方も、多く利用する中で外国人の方々とは交流する場になっていけたらなというように考えてございます。

問（16） ちょっとここのですね、住所を調べますと、この洋服屋さんの奥ですね、そこにちょっとお家があるようなんですけど、ここって、居住者がみえるんでしょうか。

答（総合政策） 奥は、オーナーさんが住んでいらっしゃるからお聞きしております。

問（16） こちらの建物なんですけど、消防法や建築基準法に基づく建物でありますでしょうか。

答（企画部） 建築基準法及び消防法をきちんと適用した建物でございます。

問（16） これ建物ですね、昭和53年に建築された建物のようなんですけど、新耐震基準が昭和56年6月1日で、この建物自体の耐震基準はクリアしておりませんが、その後、耐震の改修をされたということによろ

しかったでしょうか。

答（総合政策） 耐震診断につきましては、実施している記録がございません。

問（16） となると、ちょっと部長の言ってることと、今の答弁がちょっと矛盾してるなと私は思うんですけど。

新耐震基準には合致しない建物で、耐震の改修をしたかどうか、今は、多分確認出来てないという理解でいいかということ。もしこれ間違っていましたら後で、御返事いただければいいんですけど。先ほどの消防法のことなんですけど、主に外国人の方が利用して、行く行くは日本人が利用するよってということと、二階部分がですね、 트레이ディングケアさんが入るよってということで、用途が変わってくるのかなと思うんですね、一階部分と二階部分で、そうなるんですね、消防法に基づく多分改修が必要になるんですけど、それもクリアされてるっていう理解でよろしかったでしょうか。

答（企画部） 先ほど私が申し上げたのは、建築基準法できちんと届けが出されておるとのことってというのは、いわゆる旧耐震基準であるってというのは、先ほどおっしゃった、53年当時の建物であるということ。

それから、今おっしゃっておられる、用途別でっていうことはございますけど、旧来は店舗として利用されておりました、また不特定多数の方が出入りをするとということで、きちんと消防法の届出は出しておる。

今回、二階部分をいわゆる事務所という形に、トレーディングケアさんが使われるということで、その部分については一度確認をしたいと思います。

問（16） 店舗としてですね、全部それを使ってるのであれば、多分それ問題ないんですけど、ちょっと先ほどの答弁でいくと、私はちょっともしかしたらこれ改修が必要になる建物ではないかなと、思っております。

それからですね、手前の部分を駐車場ですね、建物と一体で借りるよという話なんですけど、そうなるちょっと確認したいんですけど、土地が道路側に面してるのところ半分を、お借りするという理解でよろしか

ったでしょうか

答（総合政策） 現地を見ていただくと、建物の左側、向かって左側から入れるんですけども、そのフェンス沿いですね。裏のオーナーさんが出れるような通路幅が確保出来ますので、左側の4台分の部分を借り入れるというような形になってます。

問（16） 左は4台分だけを借りて、通路は借りないという理解ですか。ちょっとこれ、契約上大変何かややこしくなりそうなんですけど、どうなんですかね。

答（総合政策） 通路の部分は借りる借りないという、当然通りますので。その部分については、そこまでちょっと細かくは契約のところには載ってございません。

問（16） これすごく大きな問題で、通路を借りるのか借りないのか、きちんと決めておかないといけないと思うんですね、これ契約で。

これですね、手前の駐車場を全部借りますよと、土地や通路も含めて借りますよってなると、土地利用が二分割されるんですよ。そうすると、奥の方は住んでるわけだから、通路なくなっちゃうんですよ。道路面してるところがなくなっちゃうので。

これですね、違法建築になる可能性も出てきちゃうんですね、借り方によっては。なので、ここ非常に大きな問題ですので、そのあたりも含めてきちんと精査した上で、この場所にするってことを決めないといけないと思うんですけど、そのあたりの見解を教えてください。

答（企画部） 今、言っておみえになるのは、例えば囲繞地なんかですと、例えば民法上は通行権が認められておるわけですよ。今、建築の観点から、例えば前の建物と後ろの店舗と後ろの居住地との通路の取扱いということをおっしゃっておるんですけども、一度確認をしますが、いわゆる貸し物件として前側の店舗をお借りをするということで、当然ながらそこは、その店舗に行くのにも使うし、居住者の方も後ろの部分は当然通行するということで使われるということで共有になると思いますので、契約上今おっしゃってみえるの、細かくちょっと契約書の中でひもといはおりませんが、そういった部分では共有して使うという



委員長 16番、倉田委員。

問（16） 住民の方からは、いろいろちょっとお話を来てますので、やはりですね、本当に空き家対策だったのかってことは、市民に…。

委員長 16番、倉田委員。発言を止めてください。

今回の議案は、このコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例ということで、空き家対策、理由としてはあるのかもしれませんが、直接、ちょっとこの議案とは関わりのないことですので、今委員会のところでの質疑はちょっと遠慮していただきたいと思います。

問（16） すいません、これ第2条にですね、コミュニティセンターの名称及び位置ってということで、今回の条例で議案上程されてるので、ここが適正かどうかを、きちんと委員会で審議しなければならないと私は考えます。

なぜちょっと止めるのかっていうことが、私はちょっと今理解出来ないんですけど、お答えにならないってことで、次の質問に行きます。

以前ですね、 트레이ディングケアさんの話としまして、日本人との交流を図っていききたいという外国人の方が多いですよっていうお話があったかと思います。

例えばですね、まち協とか使っていない公共施設もありますので、そうしたところをセンターとして設置すれば、日本人との交流を図ることが出来るってというような考え方はなかったでしょうか。

答（総合政策） そういった部分は当然話をしてございますが、そういった話をする中で、今回コミュニティセンターのところ、拠点となる部分を1個設置して、そこから地域に流れていくと。地域のほうでもそういった活動をしていけるようにというような形で広げていくというような予定をしております。

問（16） 先日の総括質疑で新たな公共施設をつくるわけではないという答弁があったんですけど、公共施設の複合化の狙いの一つで、維持管理費を複合化にすることで、公共施設に係る経費を抑えていくっていう理由もあったかと思うんですけど、そのことから新たな施設はつくってなくても、今回のことですね、空いてる公共施設が今いっぱいあ

るわけですから、今回これ設置が通りますと、公共施設及びその面積は、増えることになると思うんですけど、そのあたりの見解はどのようにお考えなんでしょうか。

委員長 16番、倉田委員。今の質疑のほうも、今回の議案の範疇を超えておりますので、差し控えていただきたいと思います。

問（16） 全く議案の範疇を超えてるとは思いません。なぜここになったのか、公共施設を使うという考えもあったので、それについて、お答えいただきたいと思います。

委員長 16番、倉田委員。発言を止めてもらえますか。違う形で質問をお願いいたします。

問（16） 住民からですね、空き家対策っていうことであれば、公募があったんですかっていうことで、私のほうにお電話いただいております。

なぜその方が、そういうふうに言ってくるかっていうと、空き家で困ってる方や、市に借りてもらえるのであれば、コロナ禍の影響でもう商売畳みたいのについていう声が、御商売やってるので、そういう声がいっぱい集まってき来ていますよってということなんですけど。そういうことで公募したのか、またしなかった場合のその理由についてお答えください。

答（企画部） 今、御質問されましたけど、そこは、さきの総括質疑のときに、リーダーのほうで答弁をしております。

私どもは、確かに公募はしてございません。しかし、その場所を考えていただければ、市役所から程なく近い距離にあって、道路に面しておって、誰でもが入りやすい明るい雰囲気建物ですよ。

当然ながら、そういった、いわゆる日本に来て右左わからない外国人の方が訪れるには、開放的な部分でなきゃいけないと、そういったことを考えながら、今の場所が適切だろうということで判断をしたものでございます。

問（16） こちらの7条に置かれておるコミュニティセンターの管理及び運営に関して必要な事項は規則で定められておりますが、この規則について、どのような内容なのか教えてください。

答（総合政策） 規則につきましては、センターが開いている時間や曜日を定めておるといふところになります。

問（16） その規則の内容については、今、お答えいただけないですかね。

答（総合政策） 規則の中では第2条として利用時間。コミュニティセンターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第3条では、休館日。コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更または臨時に休館することができる。（1）日曜日及び月曜日、（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日、（3）1月2日及び3日、並びに12月29日から31日まで。

第4条では、遵守事項も記載をしております。コミュニティセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（1）他人の迷惑になる行為をしないこと、（2）施設、設備及び備品を大切に扱うこと、（3）許可なく物品の展示、販売またはこれに類する行為をしないこと、（4）その他管理上必要な指示に反する行為をしないこととなっております。

委員長 ほかに。

問（9） 設置することが目的じゃないと思っております。そこで聞きたいんですけども、市内でも、分別だとか騒音だとかいろいろな外国人の方とのトラブルとか、いろいろ聞くんですけども、そういった課題っていうものを、どういうふうに市のほうが把握をして、それをどういうふうに、今後、コミュニケーションをとりながら、解決に導いていくのか、何かそういった考えだとかと、他市での先進事例、何かあったら教えていただきたいなど。

答（総合政策） 今回のセンター設置に当たっては、実際、この 트레이ディングケアさん自体もいろいろアンケート調査をされております。

我々行政の中でも、2回ほど、各グループ集まっておきまして、外国人さんに対する施策の課題とかを出し合って、それに対してどうい

うふうに取り組んでいくべきかというような会議を庁内でもやってございます。

そういったところからいろいろ、将来的にこういったところを組んで、そういったものも含めて、今回、センターを設置しようというような流れになってきたというところございます。

実際、愛知県内の高浜、知立、碧南、静岡県の袋井、菊川、湖西市、この外国人の占める人口割合が高い6市ですね、意見交換の会議もやってまいりました。

その中でいろいろ意見交換をする中で、静岡県のそちらの市さんは、いろんなガイドブックをわかりやすい日本語でつくっていたりとか、そういったような事例も拝見をさせていただきました。

そういったところも今後参考にしながら、マニュアルづくりだったりとか、そういったものも進めていけたらというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第34号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第38号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (16) 今回の契約変更によりまして、49億4,322万5,468円となるということですが、この間ですね、何度も契約変更を行っておりますので、今回変更になった場合、契約変更がですね、三つに分かれてたと思うんですね。別紙1、別紙2、別紙3ということで、契約の内容によって、三つ分かれていたと思いますので。これがですね、それぞれ、結局、今回のですね、この49億4,000万余りの金額になるっていうのが、それぞれ今幾らになっているかっていうことを、ちょっと三つの項目の金額、そ

れから内容についても、一度ちょっとここで確認したいと思いますので、教えてください。

答（学校経営） 契約書の支払いのところで、表3、4、5というふうに分かれておりますが、表3のところ、設計及び建設工事管理業務のサービス対価の金額というところではいきますと、数字が大きいものですから100万円単位で申し上げますが、税抜きで39億4,600万円余、これに割賦手数料2,000万円と消費税3億1,700万円を合わせて、42億8,300万円余というふうになります。

二つ目の令和15年度までの維持管理費でございますが、税込みで4億3,900万円余。

三つ目のその他費用は、税込みで2億1,900万円余というふうになっております。

問（16） 設計及び建設工事管理業務のサービス対価の金額っていうのは何となくはこういうものなのかなって、想像できるんですけど、何かいつも思うんですけど、何かその他の費用っていうところは特によくわからなくて、どういうものが含まれているのか教えてください。

答（学校経営） その他費用の中身といたしましては、パンフレットとかDVDの作成、保険料、建設中の金利、事業所の開業に伴う諸経費だとか融資組成手数料だとか、その他、初期投資の費用ということで、先ほどの維持管理とか建設に関わるもの以外、全ての費用ということでございます。

問（16） 今回3期部分が、こういう形に変更になるっていう事業契約の変更になると思うんですけど、建設に関わる部分の支払いにつきまして、1期2期3期ということで大きなお金が動くということになっておりますが、今回の変更で1期2期3期で結局幾ら支払って、あと繰下げた金額が幾らになるのかっていうところを教えてください。

答（学校経営） 繰下げたという意味がちょっとよくわからないのですが、先ほど申し上げましたように、建設に関わる設計、工事管理も含めまして、消費税含めまして42億円余払っております。そのうち、繰延べた金額、割賦払いした金額というのは7億4,056万円余ということでござ

います。

問（16） 1期2期3期を足すと結局幾らになりますかね。そうすると42億から7億引いた金額でよろしいですか。

答（学校経営） 42億8,300万円で割賦払いした金額が7億4,056万円ですから、その差引きした金は一時払い金としてお支払いしているという状況でございます。

問（16） 今回のように割賦手数料の変更により今後も契約金額の変更が考えられると思います。今後、これ、今までもそうなんですけど、多分担当とかがどんどん変わってっちゃうと、このあたりが変更契約がきちんとなされるのかっていうところが、非常にちょっと私としては心配してるんですけど、そういう意味でこのように割賦手数料の変更があった場合、契約上ではどちらから変更の申出をすることになっているんでしょうか。

答（学校経営） 割賦手数料につきましては、3期工事で全て今回建設工事が終わりましたので、今後発生することはございません。

問（16） 消費税の変更とか今後ちょっと、何か、そういう変更になることはもうないという理解でよろしいですか。

答（学校経営） 先ほど、今回の議案、割賦手数料の話ですので。割賦手数料についてはございませんが、消費税とか維持管理の物価変動によっては、事業契約の変更をすることはございます。その場合は、やはりお互いが事業者もうちも、お互いがその状況を見ながら必要に応じて申し出ていくということになるかと思えます。

問（16） そうなると、何か定期的に何か1年に1回とか、そういう契約の内容についての見直しとか、何かそういうことが何か決められているんでしょうかね、お互いに。

答（学校経営） 現在でも維持管理に関わる会合は月に1回は必ずやっておりますので、そういう中で、日常的に顔を合わすという機会がございますので、そういうことの中で、何かそういう変更の点が発生したらそれぞれが申し出るというようになっております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

### (3) 議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

委員長 質疑を行います。

問(1) 予算書35ページの子育て世帯生活支援特別給付金についてですが、この5,260万円について質問のほうお願いいたします。

主要新規事業等の概要9ページでは、事業概要欄の事業内容において、①の方は申請不要としており、事業実施スケジュールでは、①の方へは7月下旬の実施予定となっています。具体的な流れを教えてください。

答(こども育成) 対象者①の方については、まず、市が把握しております児童手当、特別児童扶養手当の受給者情報より、令和3年度の住民税が非課税となる方に、振り込む時期などを示した通知文書を事前に送付する予定でございます。

本制度では、受取拒否を届け出る期間を設けることになっていますので、その期間を経まして、拒否された方以外は把握している口座に振り込む予定としております。

なお、令和4年2月末までの新生児も、児童手当の認定に合わせ、申請不要で支給をする予定でございます。申請不要の方につきましては、該当者への文書による通知以外に、広報やホームページでも本制度について周知をしていく予定でおります。

対象者①の方は、国の想定では全体の8割9割程度ということになっております。

問(1) どうもありがとうございました。

では続いて、②の方の対象の方についてはいかがでしょうか。

答(こども育成) 続きまして、対象者②となる方につきましては、い

いわゆる申請が必要となる方で、主に、対象児童が15歳年度末経過後の児童、いわゆる高校生以上のみを養育する者や対象児童を養育する家計が急変した者であり、いずれも住民税均等割が非課税もしくはそれと同水準とみなせる場合となります。

7月下旬頃より受け付けを開始する予定でございますので、所定の様式により申請をしていただき、内容を審査の上、随時払いをしていく予定でございます。

申請期限は令和4年2月末の予定ですので、本制度及び申請方法につきましては、広報やホームページのほか、また福祉の相談窓口であったり、幼保、学校等の施設を通じて制度案内をして、対象となりそうな方に情報が届くように周知を図っていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（16） まず歳入からちょっとお聞きしたいと思います。

14款2項1目の1総務管理費補助金。それから2目2節の児童福祉費補助金。5目1節の小学校費補助金。2節の中学校費補助金。それぞれどこに使われるとか支出に当たるのか、教えていただけたらと思います。

答（こども育成） ただいまの14款2項2目の民生費国庫補助金。そのあと、2節の児童福祉費補助金でございます。

こちら、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金事業費補助金ということで、この5,260万は先ほどの質問にもございました。いわゆる交付金の金額そのものでございます。

その下にあります新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金事務費補助金につきましては、同じく先ほどの35ページの交付金以外の事務費に係る部分について、こちら10分の10で国より補助を受けるという内容になっております。

答（学校経営） 学校保健特別対策事業費の補助金につきましては、小学校の補助金につきましては、35ページの自動車借上料。その下の中学校の補助金につきましては、37ページの自動車借上料、中学校の自動車借上料に充当させていただきます。

委員長 ほかに。

問（16） はい。では次、歳出についてお聞きしたいと思います。

2款1項12目アシタのたかはま研究事業なんですけど、新規顧客の開拓、新商品の販売ということで、具体的にどのようなことが対象になるのでしょうか。

答（総合政策） 対象ですが、具体的には新商品や既存商品の改良にかかる費用ということで、外部の専門員から指導を受ける際の謝礼だとか、マーケティング調査の費用、消耗品ですね。梱包材の購入や、試作品をつくるための材料費、消耗品、そういったものや、パンフレット、ポスターの印刷費等々、あと商品の開発や改良に必要となる機器の購入費というようなところを対象としていきたいと考えてございます。

問（16） 新規顧客の開拓っていうのは、具体的に何かどういうことをやったら新規顧客だよっていうふうに認めてもらえるのか。それから新商品の販売っていうのは、全く新しいものを何かつくらなければいけないのか、それとも、何かふるさと納税でこういうのを合わせてもいいのか、それとも既存のものをちょっと変えた形でもいいのか。そういうあたりの、何かこういうことは対象としますけど、こういうことは対象としませんよっていうのが、ちょっとこれだけだとよくわからないのですが、教えてください。

答（総合政策） 新規顧客というところにつきましては、どうやったら売れるのかなというようにところの、販路開拓のためのいろんなマーケティング調査だったりとか指導を受けるといようなところがあるのかなと思います。

パンフレット、ポスターをつくって、いろいろなところでPRするというのも販路開拓の一つになるかなと思います。

また、新商品の開発につきましては、言われるように新たなものをつくるというようにところで、既存商品の改良につきましては、現在、いろいろ取り扱ってるものについて、もっとニーズに合うような、市場調査等を踏まえて、改良を加えたような部分に係る経費について、この補助金で対象としていきたいと考えてございます。

問（16） では例えば、何かいろんなうちは商品扱ってますよっていう

ことで、その中でふるさと納税でこういうセットにしますよ、みたいな形でも、これは対象となるということ、なるのかならないのか、どうなんですかね。

答（総合政策） いろいろ取り扱っているものを詰め合わせて、ふるさと納税の商品とする。それだと何も改良とかはしていない。そういった部分で、逆に費用もかかるのかどうなのかがちょっとよくわからないところございますが、基本的には新たにつくる、既存のものに改良を加えていただくというようなところで審査をしていきたいと考えてございます。

問（16） 先ほどの新規顧客の開拓、新商品の販売についての具体的な内容ということで、何か必要経費も何かそこに入っているような、私はちょっと印象を受けたんですけど、御答弁の中で。これ、なんか必要経費ってというのが、ちょっと今の話だとあまりちょっとアバウトというか。申請して通ればOKというか。こちらとしてはいいですよってということなんですかということと、あと先ほどからコーディネーター、専門家からのアドバイスってことがお話にあったんですけど、アドバイス料として1件につき30万円で、または、ふるさと納税の返礼として登録した場合50万円申請するっていうことが、最大この金額になるかと思うんですけど、全部アドバイス料ですよってことで、30万円とか50万円申請することも可能になるんでしょうか、これは。

答（総合政策） 制度上としては可能かもしれませんが、そこら辺は申請書が出てきた時点で、こちらでも聞き取りをさせていただきますので。なかなかアドバイス料だけで申請をしてくる想定はしておりませんが、もろもろ、いろんなものの経費の組合せで、その内容について、その都度申請が出てくるたびに、こちらでも聞き取りをさせていただくという予定をしております。

問（16） では今の話だと聞き取りでってことだと、明確な基準はないよという理解でよろしいかということと、あともう1点ついでにお聞きするのが、がんばる事業者応援事業費補助金。これってどういうことに使えるのかちょっと教えていただきたいんですが。

答（総合政策） 明確な基準というのが、ちょっとそこまでどれだけ詳しいものをとというようなところがありますが、一応こちらでもPRをさせていただく際には、こういった経費というようなことはお示しをさせていただきますが、その個々具体的なところまでは細かく示せませんので、それはその都度対応という形になってくると思います。

この今回のがんばる事業者応援事業費補助金については、これまで答弁させていただいたように、新商品の開発や既存商品の改良といったものに対する補助金ということになってございます。

答（企画部） 非常にアバウトでというような印象を受けられるかもしれませんが、実は高浜市は平成22年から28年でしたかね、7年間、こういったがんばる事業者応援ということで、ネーミングは一緒ですけども、いわゆる国や、県の補助制度、それとか、いわゆる経営診断をちゃんと受けるの前提で、そういった事業に対して、金額を補助するっていう形でやってまいりました。それは非常にハードルが高い。

例えば小規模事業者さんや、いわゆる家族経営のところでは申請書をつくるだけでも非常に時間と労力を要するというので、なかなか出来ない。そういったところではなくて今回は、こういったコロナ禍の中で、少しでもそういった方たちに支援をして、売り上げの向上を目指してもらいたいと、そういった意思でこういった制度をつくっておりますので、決してアバウトではございません。当然ながらきちんと中身は審査をさせていただきますが、行政としては、チャレンジをするそういった部分に対して支援をしていきたいという考えでっております。

問（16） もちろん支援したいんですけど、それが市民のニーズと合っているかどうかというところ、私はきちんと審査したいと思っております。

一品当たり、ふるさと納税額100万円という目標の根拠について教えてください。

答（総合政策） 目標の一品100万円というのは、あくまで目標の目安という形で設定をしております。

問（16） 例えばこれ、予算をオーバーするような申出とかあった場合

は、どうなるんでしょうか。

答（総合政策） 今回につきましては、予算の範囲内というところで考えてございますので、今言われるように、好評で、申請が多いときはまたそのときに検討させていただきます。

問（16） その辺りも含めてやはりちょっと議案上程していただきたいなと思います。やっぱり困っているところ、本当に困ってますので、そういうところを、きちんと支援するためにも、しっかり考えていただけたらなということなんですけど。やはりですねこの中っていうことで国からの休業協力金で、逆に1日の売上げが少ないところは、逆にもうかっちゃってるよってところもあれば、本当に経営が苦しくて、事業自体の継続を断念しようかということに迷っているところもあるとすごくお聞きしております。格差が広がっているんですね、そういう意味では。そうした中でのコロナ禍の影響を受けて、例えば、休業補償金を国からのやつに市独自で上積みするとか、本当に困ってる事業者を支援する施策ってというのは・・・。

委員長 16番、倉田委員。質疑でありますので。

質疑をお願いいたします。ほかに。

問（15） コロナでいろいろな施策が出てるんですが、コロナの感染症の生活困窮者自立支援金っていうのが、近隣4市では議会の最終日までに出るということなんですけど。高浜市は、そういうのは全然出てないんですが、何ででしょうか。

委員長 15番、内藤委員。もう少し質疑の内容を変えて、分かるようにもう一度お願いいたします。

問（15） コロナでいろんな施策を行っているのは分かるんですが、生活困窮者の自立支援金っていう制度が、今回7月から8月にかけて申請の受け付けがあって、近隣4市では全て取り上げてるんですが、高浜市にはそういうのがないんですが、なぜでしょうか。

委員長 内藤委員、ごめんなさい。議題の範疇を超えていますので。

議案の範疇内で、お願いしたいと思います。ほかに。

問（16） 3款1項7目の介護保険システム電算管理事業についてお聞

きします。この予算が一般会計からの支出になるっていう理由をお聞かせください。

答（介護障がい）　今までも介護保険のシステム改修は、一般会計のほうで行ってございましたので、今回のスマートフォン決済のシステム改修も一般会計のほうで計上させていただいております。

問（16）　同じくですね、総合収納システム構築業務委託料。これがちょっとですね、総合収納というのは、どのようなシステムなのかちょっとわかりやすく御説明をお願いいたします。

答（介護障がい）　スマートフォン決済で納付されました介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、収納システムに、いわゆる消し込みデータとして取り込むための環境を構築するためのシステム改修でございます。

問（16）　3款2項3目の子育て世帯生活支援特別給付金についてお聞きします。先ほど児童扶養手当云々という話があったんですけど、結果的にですね、ちょっとこれ、今の話は分かるんですけど、ちょっとこれすごく頭の中で整理しないと、なかなか出てこないことなのでちょっとお聞きします。

これ対象としてですね、先ほどから言ってる、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められるものとなっておりますけど、結局この直近で収入が激減したっていうのは、この直近っていうのは結局その児童扶養手当とかの関係から、いつからのものに当たるのか。いつから激減したことが証明されればいいのかということをお聞かせください。

答（こども育成）　こちらの給付金が支給される対象というところで、まず、令和3年度分。いわゆる令和2年の収入をもとにした住民税がまず非課税であるという方には、先ほど申しました8割、9割の方はそちらである程度該当するんだろうということで、そちらのほうをまず支給していくということになります。そこでは対象にはならなかったんですが、令和3年1月以降、いわゆる今の令和3年度分の課税の判定をした以降の中で、家計が急変して、収入状況がいわゆる非課税世帯の収入と

同程度になると認められる状況が示されれば、そちらの方にも、同様の給付金を給付するという内容でございます。

問（16） 以前、ひとり親世帯の給付金のほうがあったと思うんですけど、この間ですね。その給付が終わってからこの間ですね、ひとり親となった世帯ってというのがどのくらいあるのか把握されてるかっていうところと、あとですね、先ほどの答弁からすると、結局、児童扶養手当もらってるよという家庭に全員送って、というところの送るってところで、以前ひとり親となったところを引いてくってということで、逆にこの間ひとり親になった世帯に関しては、漏れがないよっていう理解でいいんでしょうか。

答（こども育成） まず、ひとり親世帯のところと、私ども今、児童手当をベースにデータを作っていますけども、そっちの中でひとり親世帯で既に給付があった家庭については、その分は除いて、二重給付にならないようにしていく形になります。

また、この期間の中で、家庭の状況が変わってくるといったところにつきましては、そちら、既に給付済みなのか、済みでないのかというところも含めて確認した上で、二重給付にならないように支払いをしていくというところでございます。

問（16） この間ですね、ひとり親世帯となった世帯に対して、きちんと給付がしていただければいいのかなと思うんですけど。

委員長 16番、倉田委員。しっかり書いてあることをきちっと。あと、答弁のほうをきちっと読んでから、質疑をしていただくようお願いいたします。

問（16） 答弁を読むってどういうことですか。

委員長 答弁を聞いてください。しっかりと。

問（16） はい。聞いた上で今頭で整理しながら聞いてますので。

なので、ひとり親、この間ですね、ひとり親世帯となっちゃったっていう方については、きちんと漏れがないように、今の答弁でいくと、支給していただけるのかなという理解なので少し安心したのですが、この低所得者のひとり親世帯の給付と同時に、今回のこの補正で上がってる

施策を同時に行ってる自治体もあるっていうことがちょっとわかったんですけど、そのような自治体を把握されてるかっていうことと、また高浜市がね、これ同時に行わず、ばらばらで今回の補正で予算計上した理由が何かあれば教えてください。

答（こども育成） まず国のほうでも、まずひとり親世帯のところを先行的に給付っていうところの方針がありましたので、そちらは動いてるという部分と、また市町によっては児童扶養手当、あと、児童手当同時に、同じ部署でやってるところもありますので、そういったところについては、国の情報が上がった時点で、先行的にこちらのひとり親以外の世帯の費用についても確保して、先行的に動いていたという自治体があるのも承知はしております。

高浜市については、児童扶養手当、児童手当等については、別の部署もやってるというところの中で、先行的にひとり親世帯のところは動いて、それ以外の世帯のところについては、今現状このように予算計上させて、動いていくというところになっております。

問（16） 10款1項3目のキャリアスクールプロジェクトについてお聞きいたします。

こちらですね、高取小学校で行う事業についての予算計上ということですが、高取小学校のみが予算計上している理由を聞かしてください。

答（学校経営 主幹） 高取のみということではありますが、こちらについては県の委託事業となっております。およそ3年に1回、各市町に回ってくるような形になっておりますので、今年度につきましては、高取小学校へ委託をしていくということで、やらせていただいております。

問（16） 県の委託事業で高取小学校がそれに当たったから、予算計上したっていうことだと思うんですけど、これ予算見ると7万円でできるっていうことになるのかなと思うんですけど、7万円でできるのであれば、市の一般会計予算も使って、全小学校取り組んでもいいのかなと思うんですけど、その辺りの教育委員会としての見解はいかがでしょうか。

答（学校経営 主幹） 実はですね、今回、高取小学校につきましては、

稗田川の環境調査であるとか、稗田川の過去の災害を学びながら、それを周囲に伝えていくとか、そういう稗田川活動を中心に事業を展開していく予定になっています。

この稗田川の事業であります、今回こういう委託を受けたから始まったというわけではなく、毎年積み重ねてきている実践となっています。

教育委員会としましては、魅力ある学校づくり事業ということで、各学校に委託をさせていただいておるんですけれども、それらを活用して各学校が、例えば高取は稗田川の活動。吉浜であれば菊人形の活動というように、学校で活用できるものを使ってやっていただいている。そこに県の委託があわせて乗っかってきてるので、県の事業が乗ったときに、規模を少し大きくして実施をさせていただいておるということでもありますので、もともと、各校におきましては、魅力ある学校づくり事業のほうを使って各校の特徴ある取組が進められているということでもあります。

問（16）　そういう意味でもですね、やはり全学校に7万円だったら支給して、子供たちの教育活動に取り組むというのも一つの考え方と思うんですけど。

同じく1款1項3目10節の修学旅行キャンセル料等の補助金についてお聞きします。

補助金の対象者、どのような方が対象になるのか。これ、コロナだけなのか、もしくはちょっとインフルエンザとかそういうことも対象になるのか。それから、予算の積算根拠。それについて詳細な説明をお願いしたいってことですが、これ、修学旅行のみですが、例えばですね、緑の学校とかスキー合宿とかそういったもの。えっと、緑の学校は対象ってこないだ御答弁があったんですけどスキー合宿ですね。このあたり対象のところをちょっと詳しくお聞かせください。

答（学校経営）　まず、対象ということでございますが、まず、修学旅行のキャンセル等の補助金といいましても、まず一つはですね、修学旅行の内容を変更した場合に発生する旅行の企画変更料。二つ目としては、新型コロナウイルスの影響で学校の判断で中止を決めた場合に発生する

キャンセル料。三つ目、児童生徒がコロナに感染または感染した家族の濃厚接触者となった場合、及び風邪や発熱等の症状により出席停止中である場合など、やむを得ず修学旅行に参加出来なくなった場合に発生するキャンセル料。四つ目として、修学旅行には参加したものの、途中で発熱等あり、中止せざるを得なかった場合に対するキャンセル料に対して補助をしていくというものでございます。

積算の根拠ということでございますが、これ昨年度も企画変更料等が発生しております。そこで、昨年度は小学校4校で49万1,000円という額でございましたので、それに準じて積算し、小学校では1校当たり12万円、中学校では20万円として、100万円の予算を計上しているということでございます。

三つ目の質問。今回の対象は修学旅行と緑の学校ということでございます。スキー合宿につきましては、令和4年に入ってから、令和4年の1月か2月に行うんですが、企画といいますか、工程等々を旅行会社と詰めていくというのは、まだずいぶん先になりますので、そのときの状況を見ながら、やはり必要であれば、9月か12月の補正予算で計上していきたいというふうに考えております。

委員長 質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は11時10分。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

問（16） 先ほどの御答弁で修学旅行のキャンセル料等の補助金におきまして、補償、補助金の対象者とかキャンセルした場合の理由について、すごく細かく規定がされてるなという印象ですので、こうしたことが保護者の方に伝わればすごく安心して申込みとか参加できるなということで安心いたしました。

学校給食食材費の補償費についてお聞きします。各校1日分という御

説明が以前あったかと思うんですけど、食材によっては大分前に注文して前日ではなく3日ぐらい前でもキャンセルが出来ないよとか、食材によってそのキャンセルが出来ない日にちってというのが、何か違うってことはあり得ないのかなっていう部分と。また日持ちする乾物等につきましてはキャンセルすることなく利用できる食材っていうものがないのかということと。あと食材を破棄するってことになるのと非常にもったいないことになりますので、食材の活用を市全体通してしていくというそのような考えはないのか教えてください。

答（学校経営） 給食の食材の廃棄につきましては、基本的にはせざるを得なかったもの。キャンセルがきく場合はキャンセルしますし。例えば肉を前日に切ってて、それを学校給食用に切ってて、使い回しがきかないといった場合とか、ほんとに限られてくると思うんですね。だから食材の活用なんてことを考えるのではなくて、いかにこのキャンセル料を出さないかという運営を我々はしていきたいというところで。

急に休校になった場合は、2か月休校になった場合には、大きなキャンセル料が発生したんですけども、令和2年度になってからは、きちんと栄養教諭のほうもうまく極力キャンセル料といいますか、違約金等々が発生しないように運営しておりますので、念のためにここで確保させていただいたということでございます。

問（16） 違約金が発生すること自体も本当にこれ致し方ないと思いますし、逆に事業者を助けるというか支援するっていう形でも市が出すことは全く私は問題ないと考えてるんですけど。ただ、やはり先ほどお肉の話が出たかと思うんですけど、もったいない、それを廃棄せざるを得ないっていうことで、お肉ではないんですけどね。ほかの自治体とかだと市の職員で購入したりとか、いろいろ何か活用方とか考えたりとかって、本当にコロナ禍で職員の皆さんの負担もふやしてはいけないので、あまりちょっと言ってもいけないのかなという部分もあるんですが、日持ちする乾物等とかそういうものにつきましては逆にキャンセル料、キャンセルすることなく、後々に使うとかそういう考えで、市としては今の答弁だと、なるべくなくすよっていう考えでよろしかったですか。

答（学校経営）　そもそも、日持ちする乾物はキャンセル料が発生しません。購入してそれを給食で後日使っていくという食材でございますので、本当にそのときになって。

食材の活用ということでは、前回、吉浜のところで1回あったんですけども、そのときにカラスの食材、餌といいますかね、カラスの餌として転用していたという事例はございます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

（４）議案第40号　令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

委員長　質疑を行います。

問（16）　収納代行業務処理手数料についての内容と積算根拠について教えてください。

答（介護障がい）　令和4年1月より介護保険料のスマートフォン決済を導入するため、取扱い手数料として2万3,000円を計上するものでございます。

内訳としましては、月額基本料5,500円。あと1件当たりの手数料58円プラス税というふうになっております。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第38号 事業契約の変更について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

(4) 議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時17分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長